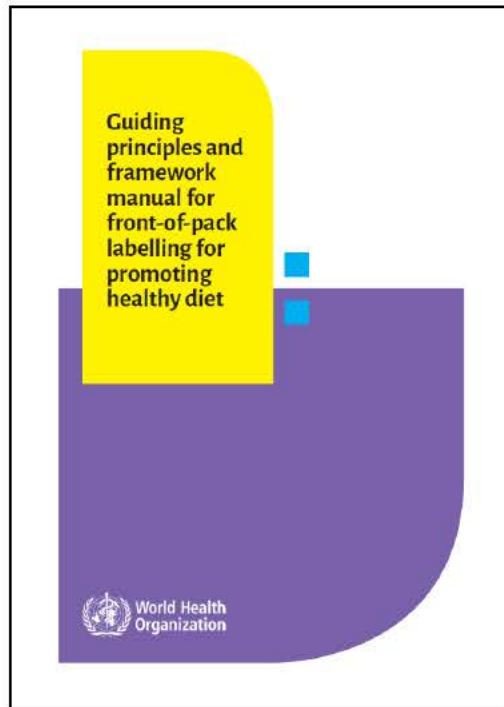


日本版包装前面栄養表示の 位置付けについて

消費者庁食品表示課
2025（令和7）年3月

WHOにおけるFOPNLガイドライン

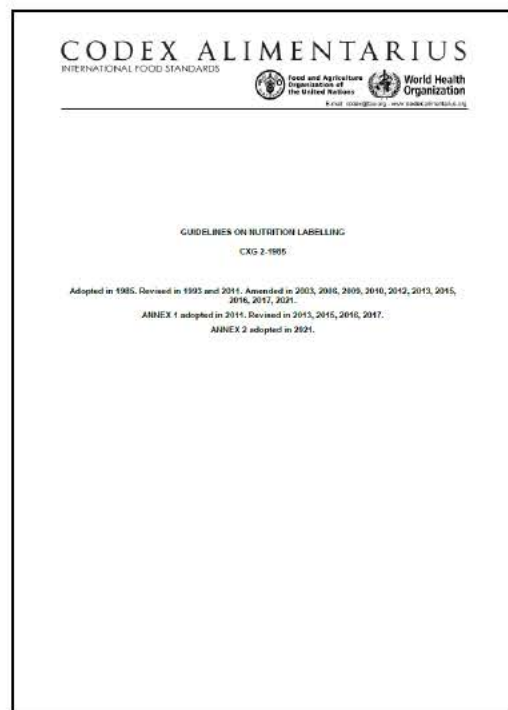
消費者の健康的な食品選択を助けるため、諸外国における重要な政策ツールであるとして、WHOは2019年にFOPNLのガイドラインを公表。



- ✓ FOPNLは、WHOやコーデックス委員会のガイドライン等の健康・栄養政策に沿ったものであるべきである。
- ✓ FOPNLの効果を高めるように、単一の取組を開発すべきである。
- ✓ FOPNLのためには、栄養成分表示の義務化が前提条件である。
- ✓ FOPNLの一部として、モニタリングや評価する仕組みについても開発すべきである。
- ✓ FOPNLの目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセスできるようにすべきである。

コーデックス委員会におけるFOPNLガイドライン

第43回食品表示部会（2015年）からFOPNLの議論を開始。第46回食品表示部会（2021年）において全てのセクションの検討を終了し、栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の附属文書2に「包装前面栄養表示に関するガイドライン」を位置付けることに合意。第44回総会（2021年）において当該ガイドラインを承認。



- ✓ 国内の法律に沿って、任意又は義務とすることができる。
- ✓ 各国で政府が推奨するFOPNLは1つだけであるべきである。
- ✓ 根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス若しくはそれが無い場合は健康・栄養政策に沿ったものでなければならない。
- ✓ FOPNLは政府主導であるべきであるが、民間部門、消費者、学界、公衆衛生学会などを含む全ての利害関係者と協働して開発すべきである。

諸外国におけるFOPNLの取組事例

閾値・カテゴリー又はスコアリング型

任意表示



スウェーデン王国



Eat All Foods in Moderation

シンガポール共和国



フランス共和国



オーストラリア連邦

Each serving (150g) contains

Energy	Fat	Saturates	Sugars	Salt
1046kJ 250kcal	3.0g LOW	1.3g LOW	34g HIGH	0.9g MED
13%	4%	7%	38%	15%

of an adult's reference intake

Typical values (as sold) per 100g: 697kJ/167kcal

英国

栄養素含有量表示型

Ciascuna porzione (... g) contiene:

ENERGIA (...) kJ (...) kcal	GRASSI (...) g	GRASSI SATURI (...) g	ZUCCHERI (...) g	SALE (...) g
(...) %	(...) %	(...) %	(...) %	(...) %

delle Assunzioni di Riferimento di un adulto medio (8.400 kJ / 2.000 kcal)
Per 100g: (...) kJ / (...) kcal

イタリア共和国

義務表示



メキシコ合衆国



カナダ

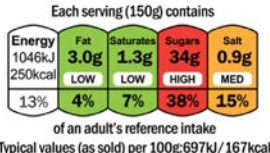
Nutritive values per package
Consumption should be split into 2.5 times

Energy	Total sugar	Total fat	Sodium
410 kcal	0 g	22 g	310 mg
*21%	*0%	*34%	*13%

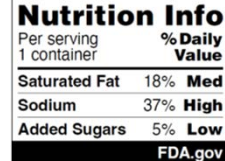
*calculated as percentage of recommended daily intake

タイ王国

諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度(1)

	スウェーデン王国	英国	イタリア共和国	フランス共和国	オーストラリア連邦
<栄養成分表示> 表示を義務付けている栄養成分等	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、炭水化物、糖類、脂質、飽和脂肪酸、ナトリウム
<FOPNL> シンボル例					
デザイン	任意表示 前向きなシンボルマーク（複数の栄養素を要約）	任意表示 栄養素毎の表示（色分けあり）	任意表示 栄養素毎の表示（色分け無し）	任意表示 複数の栄養素/食品を要約	任意表示 複数の栄養素/食品を要約
目的	健康的な消費の促進	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止
FOPNLの評価等に 用いる栄養成分等	脂質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩	熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩	熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩、野菜類、果実類、種実類、豆類	熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、ナトリウム、野菜類、果物類、種実類、豆類
FOPNLの法的な位置付け	なし（北欧栄養勧告等に基づくガイドライン）	なし（EU規則第1169/2011号第35、36、37条を参考にしたガイドライン）	なし（EU規則第1169/2011号第35、36、37条を参考にしたマニュアル）	なし（EU規則第1169/2011号第35、36、37条を参考にしたQ&A）	一部あり（基準第3部表示の枠組み及び一般原則1.2.7の例外事項として取組のみを規定）

諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度(2)

	シンガポール共和国	タイ王国	カナダ	アメリカ合衆国	<参考情報> 中華人民共和国
<栄養成分表示> 表示を義務付けている栄養成分等 (<u>下線は栄養等表示基準値に占める割合の表示が必要</u>)	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物	熱量、<u>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、食物繊維、糖類、ナトリウム、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、カルシウム、鉄</u>	熱量、たんぱく質、<u>脂肪、飽和脂肪酸</u>、コレステロール、トランス脂肪酸、炭水化物、<u>糖類、食物繊維、ナトリウム、カルシウム、鉄、カリウム</u>	熱量、たんぱく質、<u>脂質、飽和脂肪酸、コレステロール</u>、トランス脂肪酸、<u>炭水化物、糖類、添加糖類、食物繊維、ナトリウム、ビタミンD、カルシウム、鉄、カリウム</u>	<u>熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム</u>
<FOPNL> シンボル例 デザイン 目的 FOPNLの評価等に用いる栄養成分等	 任意表示 前向きなシンボルマーク(複数の栄養素/食品を要約) 健康的な消費の促進 熱量、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、全粒穀類、Glycemic Index	 義務表示 栄養素毎の表示(色分け無し) 健康的な消費の促進/不健康な消費の防止 熱量、脂質、糖類、ナトリウム	 義務表示 警告のシンボルマーク(栄養素毎) 不健康な消費の防止 飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム	 警告のシンボルマーク(栄養素毎) 不健康な消費の防止 飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム ※2025(令和7)年1月16日よりパブリック・コメントを開始。	
FOPNLの法的な位置付け	なし(ガイドライン)	あり(保健省告示第394号B.E2561に規定)	あり(食品医薬品規則B.01.350に規定)		

食品関連事業者の自主的な取組の取扱い

消費者の適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を促すためには、消費者自身の健康リテラシーや食文化に配慮するだけでなく、食品関連事業者の実行可能性も踏まえていくことが重要である。（略）我が国において、食品関連事業者の自主的な取組はあるが、FOPNLの取組数は少なく、統一もされていない状況である。

（令和5年度「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」から抜粋）

- 第3回検討会で報告した表示実態調査の結果、**栄養成分等を容器包装の前面に表示している食品については、15.7%（117食品/745食品）**であった。
- これらの食品関連事業者の**自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するもの**であると考えられる。
- 食環境づくりを推進する観点から、すでに**消費者が利用している食品関連事業者の自主的な取組が当面の間、維持できるようにすること**としたい。

日本版包装前面表示の様式案

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92kcal	3.5g	1.4g	16.5g	2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92kcal	3.5g	1.4g	16.5g	2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92kcal	3.5g	1.4g	16.5g	2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

食品表示基準における位置付けについて

食品表示基準に位置付けない場合

<利点>

- 食品関連事業者による柔軟な対応が可能となり、その結果、自主的な取組が進み、食環境づくりの推進が期待できる。
- 改正が比較的容易なため、課題が生じた際に迅速かつ柔軟に対応できる。

<欠点>

- 様式やルールが十分に統一されない可能性がある。

食品表示基準に位置付ける場合

<利点>

- 例えば、「食品表示基準」及び「食品表示基準について（次長通知）」に位置付けることによって、当該取組を推奨表示事項と説明することができる。
- 様式やルールを厳格に統一することができる。

<欠点>

- あくまで任意表示事項であるため、ごく一部の食品にしか取組がなされていない現段階で規制的な措置を導入すると、法令違反への懸念等から、導入に踏み切れない食品関連事業者が多くなる可能性がある。

日本版包装前面栄養表示の位置付けについて

- これらを踏まえると、現時点で日本版包装前面栄養表示の普及に必要なことは、自主的に先行して行われている食品関連事業者の取組を妨げることなく、これから取り組む食品関連事業者に対して一定のルール及びその望ましい在り方を示すことではないか。
- 当該ガイドラインを作成後にも、消費者や食品関連事業者の双方にとって、分かりにくい部分があれば、迅速かつ柔軟に対応※できるようにする。
- 一方、さまざまな形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にわかりにくい状況が生じた場合には、規制的な手法も検討する必要がある。
- したがって、現時点において食品表示基準に位置付け、様式やルールを統一化するのではなく、当面の間、法令上の義務は課さない独立したガイドラインとしてはどうか。